

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会報告書・映像記録 制作業務委託 仕様書

1 業務委託名

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会報告書・記録映像制作業務

2 事業の目的

「いちご一会とちぎ国体」及び「いちご一会とちぎ大会」（以下「両大会」という。）の開・閉会式や競技記録、県民運動の取り組み等を総合的に取りまとめ、多くの方々へ両大会の感動を伝えるとともに、開催後もスポーツ振興の継続に寄与することを目的として報告書及び記録映像を制作する。

3 業務の履行期間

契約締結日から令和5(2023)年3月17日(金)まで

4 委託業務内容

(1) 報告書の制作、印刷、発送

受託者は、次のアからキにより報告書を制作し、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示に基づき配送を行う。

ア 制作部数 1,000部

イ サイズ A4版

ウ 印刷 表紙、裏表紙は片面印刷、本文は両面印刷

カラーページ（記録写真等）及びモノクロページ（競技会の成績等）

エ ページ数 総350ページ程度（カラー300ページ、モノクロ50ページ）

※ページ数はレイアウト、編集等により若干増減する場合がある。

オ 紙質 表紙・裏表紙はコートガード紙22.5kg（PP加工、見返しあり）

本文はマット紙90kg

カ 製本 並製本、糸かがり

キ その他 ・競技結果・成績、資料を編集し、収録したDVD（以下「資料DVD」という。）を作成すること。

※資料DVDは報告書に綴じこむこと。

・冊子全ページのPDFをDVD-Rに納め、一部納品すること。

・表紙に音声認識コードの切り欠き加工をすること。

(2) 報告書（電子版）の作成

上記(1)の報告書をウェブ上で閲覧できるスマートフォン対応電子ブックを作成する。

(3) 記録映像の制作

受託者は、両大会を撮影・編集し、記録映像を制作する。

ア 再生時間 合計140分程度（両大会の様子120分、開催準備等20分）

- イ 記録映像はDVDに収録し、資料DVDとセットで報告書に綴じこむこと。
- ウ マスターデータ一式を納品すること。納品の方法は実行委員会と協議する。

5 報告書の制作内容

報告書を制作するに当たり、ページ構成案、撮影、編集、印刷・製本を行い1冊の冊子に取りまとめるとともに、完成品の発送業務を行う。また、実行委員会が提供する競技結果・成績、資料等を編集し、資料DVDを作成する。

(1) 事前打ち合わせ等

受託者は、次の掲載内容（案）及び先催県の報告書を参考に、ページ構成案、撮影計画及び制作スケジュール等を作成し、事前に実行委員会と打ち合わせて決定すること。

ア 掲載内容（案）

- (ア) 天皇陛下おことば、発刊のことば、発刊に寄せて
- (イ) 両大会の概要、イメージソング、競技開催地マップ等
- (ロ) 国体：総合開・閉会式、競技会、47都道府県選手団等
- (ハ) 障スポ：開・閉会式、競技会、47都道府県選手団・20政令指定都市選手団等
- (ニ) 両大会資料（参加者、日程、成績、会場図、式典出演者、協力者等）
- (ホ) 両大会を支えた県民の皆さん
- (ヘ) 広報・県民運動の取組や施設整備等
- (ヘ) 両大会開催までのあゆみ
- (ケ) 所感集
- (コ) 協賛企業・団体一覧 等

(2) 撮影対象

次の項目について、実行委員会と協議の上、撮影を行うものとする。

ア 両大会の開・閉会式

式典、式典以外のオープニングプログラム等、会場周辺に設置されるいちご一会広場や総合案内所、装飾を含む会場施設、来場者、都道府県応援団、ボランティアやスタッフ等の活動の様子等

イ いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）実施競技

正式競技37、特別競技1、公開競技5、デモンストラেশヨンスポーツ31

- (ア) 会期前競技も含めた全競技を撮影すること。ただし、県外で開催されるセーリング競技は実行委員会から写真を提供する。

※デモンストラেশヨンスポーツは実行委員会と協議の上、一部撮影すること。

- (イ) 全競技・全種別を撮影すること。
- (ロ) 栃木県選手を中心に撮影し、本県選手及び本県チームが入賞した場合、表彰の様子もおさえること。
- (ハ) 令和4(2022)年1月に本県で開催した冬季大会の写真は実行委員会から提供するが、2月に秋田県で開催されたスキー競技の栃木県選手の写真は受託者が別途調達すること。

ウ いちご一会とちぎ大会（以下「障スポ」という。）実施競技

正式競技14、オープン競技3

(ア) 全競技・全種別を撮影すること。

(イ) 栃木県選手を中心に撮影し、本県選手及び本県チームが入賞した場合、表彰の様子もおさえること。

エ 両大会の準備状況等

(ア) 開催準備から本番までの広報・県民運動の取組み

(イ) 開催イベント・諸会議等

(ウ) 広報関連アイテム、表彰状、メダル等

(エ) その他、実行委員会が指示するもの

(3) 撮影にあたっての留意事項

ア 実行委員会と十分協議した上で、撮影を行うこと。

イ 皇族のご観覧が行われる会場では、その様子を撮影すること。

ウ 撮影に必要な機材、備品及び消耗品等は、受託者が用意すること。

エ 受託者が独自に撮影した写真（報道用等）または入手した写真があれば、使用して構わない。また、実行委員会から写真を提供する場合もある。

オ 撮影する写真はA4カラーページとして使用が可能な品質を確保すること。

カ 撮影及び各種調整に必要となる一切の費用は、委託費に含まれること。

キ 各競技会等での撮影場所についての主催者との事前調整、関係団体との撮影場所、時間等の調整は、実行委員会と協力しながら受託者が行うこと。

ク 本県や市町のホームページや発行物等に写真を活用する場合があるので、肖像権や著作権を侵すことがないように、事前に必要な許諾等を取り、撮影においても常にその点に留意すること。

(4) 編集方針

ア 左開き、横書きを基本とする。

イ レイアウトデザイン

(ア) カラーページは記録写真や大会関係者の紹介・メッセージ等、モノクロページは競技選手参加者数や都道府県別成績等の表を中心とした資料とし、見やすいデザインにすること。

(イ) 写真は明るさや色調、トリミング等の調整を行うとともに、原則、キャプションを付けること。

(ウ) 文字については、書体・ポイント等全体を統一すること。

(5) 校正

ア 校正回数は制限なしとする。

イ 校正を受ける際はデータ（PDF形式）で提出すること。また、関係機関と確認を行うため、メールで容易にやり取りできる容量（3MB以内）かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータで提出すること。

(6) 印刷・製本

「4 委託業務内容 (1) 報告書の制作、印刷、発送」に基づき、印刷製本すること。また、インク汚れ、乱丁、落丁等が相当数ある場合は刷り直すこと。

(7) 写真の整理

報告書作成にあたり撮影した写真は、競技ごとのフォルダを作成するなど、撮影日、撮影場所、撮影選手、対象者等が分かるように整理すること。

(8) 資料DVDの作成

ア 実行委員会が提供する、ホームページに掲載する両大会の競技結果・成績（html形式）、資料（PDFファイル500程度）等をもとに、先催県を参考にして資料DVDを作成すること。先催県の参考資料は実行委員会から貸与する。

イ トップ画面、目次、各ページ（50ページ程度）のデザインを作成し、両大会の競技結果や成績はホームページでの閲覧内容と同様の表示に、資料はクリックすればPDFファイルが表示できるようにすること。

ウ レーベル（盤面）デザインは実行委員会と協議の上、作成すること。

(9) 報告書（電子版）の作成

報告書（冊子）の内容をウェブ上でスムーズに閲覧できる電子版を作成する。

ア ページ移動は、冊子と同じような感覚でスムーズに行えるようにすること。

イ ページ拡大表示機能をつけること。

ウ どのページからでも目次またはページ一覧を表示できるようにすること。

エ 冊子内のキーワード検索機能をつけること。

オ 有料アプリ等がなくても利用できるものとする。

カ スマートフォンでもスムーズに閲覧できるようにすること。

6 記録映像制作業務

記録映像を制作するに当たり、構成案（シナリオ含む。）、撮影、編集、DVD-R等に収録、報告書にセットし、発送等の業務を行う。

(1) 事前打ち合わせ等

受託者は、次の収録内容（案）及び先催県の記録映像を参考に、構成案、撮影計画及び制作スケジュール等を作成し、事前に実行委員会と打ち合わせを行い、決定すること。

ア 収録内容（案）

(ア) 国体：85分程度

オープニング、総合開会式、各競技会、総合閉会式、エンディング

(イ) 障スポ：35分

オープニング、開会式、各競技会、閉会式、エンディング

(ウ) 準備状況、広報・県民運動の取組：20分

環境配慮の取組、広報・県民運動を含む準備状況、開催までのあゆみ 等

(2) 撮影対象

「5 報告書の制作内容 (2) 撮影対象」と同様の対象とする。

(3) 撮影に当たっての留意事項

- ア 実行委員会と十分協議した上で、撮影を行うこと。
- イ 原則としてハイビジョンで撮影すること。
- ウ 各競技等での撮影場所についての主催者との事前調整、関係団体との撮影場所、時間等の調整は、実行委員会と協力しながら受託者が行うこと。
- エ 受託者が独自に撮影した映像（報道用等）または入手した映像があれば、使用して構わない。また、実行委員会から映像を提供する場合もある。
- オ 本県や市町のホームページや発行物等に映像を活用する場合があるので、肖像権や著作権を侵すことがないように、事前に必要な許諾等を取り、撮影においても常にその点に留意すること。
- カ 撮影及び各種調整に必要となる一切の費用は、委託費に含まれること。

(4) 編集及びDVD作成

- ア 撮影した映像を編集し、1枚のDVDに収録すること。
- イ 項目ごとにシナリオを作成し、実行委員会と協議の上、決定すること。
- ウ 撮影対象外の映像（実行委員会が提供する映像等）も併せて編集作業を行うこと。
- エ メニュー・チャプター作成、オーサリング、BGMの挿入、著作権処理、場面ごとのテロップ作成等の編集作業を行うこと。
- オ 編集に際しては、聴覚障害者や聴覚障害者への配慮を心がけること。方法は実行委員会と協議の上、決定すること。
- カ 両大会イメージソング「いちご一会」、両大会マスコット「とちまるくん」を効果的に活用すること。
- キ 制作中の映像は試写を複数回行い、視聴による実行委員会の確認を得た上で制作すること。実行委員会から修正を指示された場合は対応すること。
- ク レーベル（盤面）デザインは実行委員会と協議の上、作成すること。

(5) 映像の整理

記録映像制作に当たり撮影した映像は、実行委員会と協議の上、本業務以外での使用が容易にできる方法で整理すること。

7 納品

(1) 大会報告書（冊子）

ア 部数1,000セット

※資料DVDと記録映像DVDを報告書に綴じ込み、セットして納品すること。

イ 冊子全ページのPDFをDVD-R等に納め、1部納品すること。

ウ 「5 報告書の制作内容 (7) 写真の整理」で整理した写真データ（JPEG）を納めた記録媒体

エ 業務期間中であっても実行委員会の依頼に応じ、写真データを指定する場所に納品すること。（広報紙やホームページ等で一部使用する場合を想定。）

(2) 発送

ア 冊子は県外へ210カ所程度、県内510カ所程度に送付予定。なお、納入・配送先、配送数量の詳細については、契約後、実行委員会から別途指示する。

イ 発送用封筒や包装紙等は受託者が用意するものとする。

ウ 実行委員会への納品先には、実行委員会から提供する送付状データを受託者が印刷し、同封すること。

エ 発送時には、差出人を次のとおりラベル等で表示すること。

住 所 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

差出人 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

連絡先 028-623-3845

オ 納品先ごとの納品部数及び納品日が分かる発送伝票等を提出すること。

(3) 大会報告書（電子版）データ

「5 報告書の制作内容（9）報告書（電子版）の作成」に基づき作成したホームページ掲載用データをDVD-R等に格納し納品すること。

(4) 記録映像

ア 「6 記録映像制作業務（5）映像の整理」で整理した映像データ（ハイビジョン）を納めた記録媒体

イ 業務期間中であっても実行委員会の依頼に応じ、映像データを指定する場所に納品すること。

(5) 業務完了後の提出書類

受託者は本業務終了後、業務完了報告書を提出すること。

8 成果品の取扱い

(1) 受託者は、委託業務に係る成果品（提出物及び実施に係る製作物等）の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他これらに類する諸権利を実行委員会に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

(2) 受託者は成果品に係るすべてについて、実行委員会の承認を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。ただし、納品した写真・映像は、両大会の成果をPRする目的で、かつ営利を目的としない場合において、受託者も使用できるものとする。

(3) 受託者は次の範囲の利用において、納品された写真・映像の一部を使用し、二次的著作物を創作することを許諾することとし、当該許諾に係る使用について、著作権等に基づく使用料の請求は行わないこととする。

ア 実行委員会が両大会の広報等を行うため、ホームページや刊行物等に使用するとき。

イ 実行委員会が本県のスポーツ振興及び普及を図るため、ホームページや刊行物等に使用するとき。

ウ 国体競技会の開催市町が記録報告書や記録映像を制作するとき。

- (4) 成果品に関して、受託者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合、すべて受託者の責任において処理する。

9 制作・納品スケジュール（予定）

令和4年6月～10月31日

開・閉会式、競技会、両大会関連イベント等の撮影

令和4年11月～令和5年2月28日

原稿・映像作成及び校正作業

令和5年3月10日

納品、発送

10 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

- (2) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (3) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

- (4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

11 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の解除ができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) 災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力し、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

12 大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 両大会が中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託等の取扱い

は、実行委員会と受託者が協議の上、決定すること。

- (2) 実行委員会が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は県実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを実行委員会の指定する日時までに提出すること。

13 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、事務局に履行期間の延長変更を請求することができる。

14 その他

- (1) 本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施体制を明示し、的確な役割分担による業務体制を構築すること。また、業務の執行にあたり、統括する者を配置すること。両大会期間中における撮影及び報告書・記録映像の編集作業は、過密かつ膨大になることから、それに十分対応できる業務実施体制を整えること。
- (3) 業務の実施にあたっては、実行委員会と常に密接な連携を図り、企画・編集など作業の各段階で協議を行うこと。
- (4) 既存著作物の著作権等が発生する場合は、本業務の目的を達成するための権利処理（JASRACへの申請・登録処理等）を行うこと。そのための費用は受託者の負担とする。
- (5) 実行委員会解散後は、契約に基づく実行委員会の当該成果品に関する権利は、栃木県に承継されるものとする。
- (6) 本業務の撮影者（カメラマン）はスポーツ大会の撮影の実績がある者とし、撮影対象が遠い場合でも、高画質の写真や映像を撮影できる機材を使用すること。
- (7) 業務の実施にあたっては、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」、「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」を遵守すること。